

(審査案件第86号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った「技術提案審査において、〇〇の審査項目『その他』に委員2名が×を付けたが、その×を何に対して付けたのか分かる文書」を不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成23年（2011年）12月2日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「平成22年度社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）工事（国）406号長野市村山橋（旧）」（以下「本件工事」という。）に関して、技術提案評価集計表（以下「本件集計表」という。）の〇〇で3番、4番の委員が審査項目『その他』で×を付けているが、『その他』×が何に対する×なのか、分かる書類」（以下「本件請求対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年12月16日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対し、『各先生の採点表』（以下「本件採点表」という。）は委員から回収していない。また、本件採点表以外の文書は作成していないため、公文書不存在決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成24年2月7日、異議申立人は、本件請求対象文書の公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「理由説明書に対する反論」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本来、本件採点表は保管するのは当たり前で、そのために、県は用紙を作って、

各先生に渡しているのである。

- 2 県には要件失格の説明義務があるはず。集計表には「その他」×の理由は一切書かれていない。これでは×の説明ができるのだろうか。
- 3 審査中に異議と、審査の終了後即、当日にも法的手段を辞さない考えを伝えてある。その後訴訟に発展している。これは明らかに完結していない。
- 4 裁判の陳述書には「その他」×の根拠がなぜか示されている。「その他」×の根拠は存在したわけであるが、文書がとってない以上は証明しようがない。各先生の採点表「その他」×の根拠を取っておかなかった、長野県のミスは明らかである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件工事で採用した技術提案付き受注希望型競争入札は、入札参加者の技術提案が標準的工事方法に比して同程度の施工基準を満たしているかを審査し、その審査を通過した者のみ価格競争ができるとした入札方式である。この審査は、技術提案等の審査要領（以下「本件審査要領」という。）に基づき行っている。
- 2 本件工事においては、専門的知識を有する外部委員を含む10名の委員と委員長により技術評価委員会（以下「本件委員会」という。）を開催した。
- 3 本件工事の発注機関（以下「本件発注機関」という。）は、技術提案の審査項目を、本件工事に特に必要とされる技術等に関わる6項目及び「その他」と決定し、本件委員会において審査を行った。本件委員会の各委員は、入札参加者ごとに、6項目については技術提案の内容が標準的な施工基準を満たしている場合には○、満たしていない場合は×の評価を行い、審査項目「その他」については6項目以外に不適当な事項があった場合には×、不適当な事項がない場合は○の評価を行った。
- 4 本件発注機関は、本件審査要領及び技術提案付き受注希望型競争入札試行要領（以下「本件試行要領」という。）に定めはないが、本件委員会において本件採点表及び本件集計表を用いることを決めた。
- 5 本件委員会の審議に先立ち、審査を円滑に進めるため、各委員が個別に評価し

た本件採点表を集め、その内容を本件集計表に転記して一覧表としてとりまとめた。

- 6 本件委員会では、×を付けた各委員からその理由を口頭で述べてもらい、それを踏まえた上で本件委員会として総合的に評価しているため、各委員の評価の理由等を記載した文書は作成していない。
- 7 審査項目「その他」に×は2つあっても委員会としては○という評価なので、その具体的な理由を、説明する必要はない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件請求対象文書の存否について

本件請求の対象となった文書は、本件集計表において、○○の審査項目「その他」に委員2名が×を付けているが、何に対して×を付けたのか分かる文書である。

本件集計表の審査項目「その他」には×が2つ記載されており、委員2名が×を付けたことは双方争いがないことから、委員2名が何に対して×を付けたのか分かる文書の存否について以下検討する。

当審査会の本件委員会に関係する文書を確認したところによれば、本件請求対象文書はなかった。

本件委員会は、本件試行要領において本庁、現地発注機関及びその他専門的知識を有する者により構成することが定められている。一般的に、合議制の委員会における審議は、各委員が個々の意見を出し合い、十分な議論を行った上で意見を集約し、委員会としての総合的な判断を行うものである。

このことからすると、本件委員会は本件採点表において審査項目「その他」に×を付けた委員2名の意見も踏まえて審議した結果、本件委員会として審査項目「その他」についての総合的な評価を○としたものと推察される。各委員の意見は、本件委員会としての総合的な判断を導く審議過程において集約されているた

め、あえて委員2名が×を付けた理由を明らかにして残しておく必要がなかったものと考えられる。

よって、各委員の評価の理由等を記載した文書は作成していないとの本件実施機関の主張が不合理であると認めることはできない。

なお、本件採点表は各委員の評価を記載した文書であるが、審査に用いる本件集計表を作成するために補助的に用いられたもので回収しなかったとの本件実施機関の主張が不自然、不合理であるとは認められないことは、当審査会の過去の答申（平成23年11月17日付け第79号）において示しているとおりである。

したがって、本件実施機関の主張は結論において是認できるものと判断する。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資するという本件条例の目的に加え、公共工事の入札及び契約手続において透明性の一層の確保が求められていることから考えると、本件実施機関が技術提案の審査において「その他」という付加的な審査項目を設けるのであれば、その審査項目について、入札参加者に対して十分な説明ができるようにすることを望むものである。

第6 審査経過

平成24年（2012年）	2月17日	諮問
	3月6日	審議
	4月25日	「理由説明書」受領
	5月14日	審議
	7月10日	「理由説明書に対する反論」受領
	7月30日	本件実施機関からの意見聴取、異議申立人からの意見聴取及び審議
	9月5日	審議
	10月24日	審議
	12月12日	審議終結